

新潟薬科大学における競争的資金等に係る間接経費取扱要項

制 定 平成29年4月1日

最新改正 令和2年4月1日

学長裁定

(目的)

第1条 新潟薬科大学（以下「本学」という。）における競争的資金等に係る間接経費の取扱いについては、学校法人新潟科学技術学園及び本学が定める諸規程、各省庁等で定める研究費補助金取扱規程等によるほか、この要項によるものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 競争的資金等 科学研究費補助金、学術研究助成基金助成金その他広く研究開発課題を募り、科学的及び技術的な観点を中心とした評価に基づき採択された課題を実施するために本学又は本学の研究者に配分される政府系の研究開発資金をいう。
- (2) 直接経費 競争的資金等による研究計画の遂行に直接必要な経費をいう。
- (3) 間接経費 直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金等による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費をいう。

(予算配分、使用等)

第3条 間接経費は、その全額を事務部に配分のうえ、本学全体の研究機能向上、競争的資金等による研究実施に伴い必要となる事務管理経費等、原則として全学共通の用途とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、競争的資金等を獲得した本学の研究者が、研究環境の改善、研究成果の広報・普及等を目的として間接経費の使用を希望する場合、間接経費使用申請書（様式第1号）に必要書類を添えて申請し、学長の承認を経て間接経費を使用することができる。ただし、当該申請に基づく間接経費の使用可能額は、原則として当該競

争的資金等に措置される間接経費の50%相当額を上限とし、発注後の申請及び予算の振替はこれを認めない。

- 3 前項に規定する間接経費の使用に係る申請について、当該競争的資金等に係る研究の実施にあたり、複数の研究者で研究組織を構成する場合にあっては、当該研究組織内において間接経費の使途等について協議し、原則として研究代表者が申請するものとする。
- 4 間接経費は、直接経費で執行すべき経費に使用することはできない。また、間接経費に直接経費を合算して使用することはできない。
- 5 間接経費は、複数の競争的資金等を獲得した場合には、資金元の制約が無い限り、それらをまとめて効率的かつ効果的に使用することができるものとする。
- 6 学長は、間接経費の効率的な執行を行うとともに、使途の透明性確保に努めるものとする。

(期間)

第4条 間接経費は、原則として翌会計年度に繰り越すことはできない。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、間接経費の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する